

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年4月分)

○ 市電

(輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故)

- ・ 軌道敷内での車両等との接触事故 (1件)

概要： 右折待ちしていた相手方車両(民間路線バス)の運転手が、後方不確認のまま電車の直前で軌道敷内に進入したため接触したもの(1件)

場所： 市役所前交差点(2系統上り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電は急に止まれないために接触してしまう

ケースがほとんどです。軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市バス

(輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)に該当するもの)

※同規則第4条(速報)に該当するものを除く。

- ・ 該当なし

バスの発進・停止時は大変危険ですので、なるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。